

監事監査報告書

平成27年5月14日

社会福祉法人 慈泉会
理事長 山下昭夫様

社会福祉法人慈泉会の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について、私たち監事は社会福祉法に従い、監査を実施致しました。

監査結果の意見については次のとおりです。

- (1) 事業報告は、法令及び定款に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、適正なものと認めます。
- (2) 財産目録は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の財産を正しく示し、適正なものと認めます。
- (3) 貸借対照表は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の資産と負債の状況を正しく示し、適正なものと認めます。
- (4) 資金収支計算書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の収入と支出の状況を正しく示し、適正なものと認めます。
- (5) 事業活動収支計算書は、社会福祉法人会計基準に準拠し、当会の損益の状況を正しく示し、適正なものと認めます。

以上、平成26年度の社会福祉法人慈泉会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、適正なものと認めます。

監事 依々木 一郎 

監事 照井 富士男 